

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和6年4月11日(木) 午後1時28分から午後2時35分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 茂木委員長、星野副委員長、鈴木、齋藤(育)、井上、戸部 各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明者 角田市民部長、高柳市民課長、田村市民協働課長、根岸環境課長
北澤健康福祉部長、小野介護高齢課長
- 6 事務局 武井事務局長、大島議事係長
- 7 傍聴者 なし
- 8 傍聴議員 小野塚 議員
- 9 議 事
 - (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
 - (2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
 - (3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
 - (4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
 - (5) 今後の日程について
 - (6) その他
- 10 会議の概要
 - (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(1)市民部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。
まず、市民課の所管に係る事項について説明願う。市民課長。

(高柳市民課長 説明)

ア 市民課

・調査事項

1 マイナンバーカードに対する不安解消に向けた取組状況等について

○市民課長 調査事項1「マイナンバーカードに対する不安解消に向けた取組状況等について」説明する。沼田市では窓口や電話等でマイナンバーカードに対する不安の声は特に寄せられていないが、世間ではいろいろと報道もされているので、その不安の解消に向けた取組を行っている。その取組の一つとして、一人でも多くの人に分かりやすく伝え、管理や更新といった不安を少しでも取り除きたいと考え、配付した資料1「マイナンバーカードガイドブック」を作成し、市役所のパンフレットラックにも配架し、いつでも自由に手に取り、持ち帰っていただけるようにしている。また、カードの交付、住所異動や更新などの際に、これを渡して制度や管理、運用に関する説明など、一人一人に寄り添った対応をするように心がけている。その他の取組として、適切で新しい情報を伝えるために頻繁に行われる制度変更などの理解に努め、ホームページでもガイドブックの周知を図っており、窓口や出張サポートなど対面で個別に不安解消に向けた的確な案内をしている。さ

らに昨年12月から国の方針に従い、暗証番号管理が不要なカードの案内にも取り組んで不安解消に努めている。

説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「マイナンバーカードに対する不安解消に向けた取組状況等について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 特に市民からマイナンバーカードそのものに対する不安の声は寄せられていないということである。先月こちらの委員会であったとおり、マイナンバーカードそのものについてはそれほどきていなくても、それを利用した個別の施策という面ではある程度の不安の声が市民から出ている。そういったものにマイナンバーカードの所管である市民課として対応していくのか。それとも施策を行っていく担当課でやっていくことになるのか。分かれば教えていただきたい。

○市民課長 個別の施策に係る不安についてという質疑かと思うが、保険証であれば隣の国保年金課の所管になってしまうが、市民課では紐づけを手伝うこともある。暗証番号を間違えてロックされたような場合にはこちらで案内をさせていただいてロック解除であるとか、再設定をするといった運用面での不安については質問にも答え、その都度その人に合った対応をしているところである。

○井上委員 今のところメインで利用できるのが保険証や国から下ろされてきているものということで、そういう対応になると思うが、これから市でマイナンバーカードを活用して市独自のシステムなどをやるときも同様にその担当課がメインでやることになると思う。ただ、先日の保険証のときもそうであるが、大本にはやはりマイナンバーカードに対する不安を持っている人がいらっしゃる。市民の中にもやはり制度が使える。使いづらいということが出てくると思う。その辺、担当課で実際マイナンバーカード利用した事業をやるとき連携の体制など考えているかどうか伺いたい。

○市民課長 各課との連携についてということであると思うが、隣の国保年金課にマイナンバーカードを持ってきた人、保険証の取組についても連携をしているところである。また、各所管が新たなシステムを各課で導入した場合でも、問合せ等ができればできる限り連携して対応したいと考えている。

○井上委員 最後に確認である。新しいシステムをつくるときにはどうしても市民の対応は所管課になってくると思う。どうしてもその人たちが窓口として市民に説明をするというようなことが出てくると思う。ただ、どうしてもそれ以前の人たちが絶対について、そういう人たちはそもそもマイナンバーカードに関わりたくないから不安の声をこちらに届けてこないということもあると思う。でも、そういった人たちを言ってこないから放置しておくというのは、行政の在り方としては違うのかなと思う。そういった不安を持っているが、市に対して要望や不安を言ってこない人たちに対するアプローチは難しいことではあるが考えていることがあれば伺いたい。

○市民課長 まだマイナンバーカードを持っていない人に対する取組という質疑かと思うが、医者にかかるときにも窓口などで「マイナ保険証を持っているか」などかなりの声掛けが広がっていくと思う。今持っていない人、不安な人でまだ市民課にアクションを起こしてきていない人も市民課に問合せなり、そういった声を寄せいただけるものと思っ

かく話をして、少しでも不安解消をさせていただいて、一人一人寄り添った対応ができるように備えていきたいと考えている。

○戸部委員 今、課長から出張申請を行っているという説明があったが、出張申請はどのような人が対象となっているか教えていただきたい。

○市民課長 令和5年度の出張サポートの回数は118件だった。細かく内訳としては把握していないがほとんど施設であるとか、高齢で自宅からほとんど出ない人が多かったと理解している。そのうち出張サポートで書留によりカードを送るとか、カードとしてできたものを届けるとか、申請を受けるが暗証番号の管理が不安というような様子が見受けられれば、顔認証という暗証番号の管理がいないカードも案内するという対応をしていた。

○戸部委員 やはりマイナンバーカードを増やすには身体の不自由な人とか、そういう人にとってはとてもいいことになると思う。この118件の中にそのような申請はあるか。

○市民課長 昨年度、出張サポートに行った回数の中で暗証番号の管理がいない顔認証カードについての申請件数は28件である。窓口の件数も若干であるがその28件の中に含まれているが、窓口ではほとんどそういうカードの発行がなかったと聞いている。28件のうちほとんどは自宅へサポートした件数ということで御理解いただければと思う。

○戸部委員 最後にもう1点である。今年度も身体の不自由な人について、出張サポートをすることを広報などでもう少し宣伝すれば、かなりマイナンバーカードの数も増えると思うがどうか。

○市民課長 こちらも話のとおり、十分に考えさせていただいて、極力申請いただけるように支援していきたいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で市民課を終了する。

次に、市民協働課の所管に係る事項について説明願う。市民協働課長。

(田村市民協働課長 説明)

イ 市民協働課

・報告事項

- 1 地域づくりの推進に関するパートナー協定について
- 2 (仮称)利根地区コミュニティセンターについて

○市民協働課長 まず、報告事項1「地域づくりの推進に関するパートナー協定について」報告する。資料4ページを御覧いただきたい。

資料の訂正をお願いしたい。

4ページ中、「交付対象：広域コミュニティ運営組織」とあるが、文中「交付対象：」を削除願いたい。

それでは説明する。当課では各地区において地域づくりを推進しているが、広域コミュニティ運営組織の本稼働に向けて、準備組織が活動している。具体的には、池田、薄根、川田地区、白沢町、利根町、そして薄根町、榛名町、清水町の下町3か町が活動している

が、住民理解や組織の体制整備等が進み、近々広域コミュニティ運営組織としての活動体制が整う見込みである。そこで、地域と市の役割を定め、協働して地域づくりを推進するため、今後、パートナー協定を締結したいと考えている。資料4 ページはパートナー協定の概要を周知する資料であるが、この協定は標題の下に示したとおり、「住みやすく、魅力ある地域を創造し、明るい未来を実感できる地域づくりを推進するため、地域と行政が協働で取り組むためのもの」である。

なお、要件として、①から⑤までを満たす広域コミュニティ運営組織を想定している。

次に、資料の裏面を御覧いただきたい。こちらには地域と市の各々の役割を記載している。地域の役割としては、①の地域課題の把握、②の地域課題の解決、③の行政と協働で取り組むこと、④の広い範囲における各種役員の調整を掲げている。行政の役割としては、①の人的支援、②の財政支援、③の情報支援、④の拠点としての支援を掲げている。

資料5 ページを御覧いただきたい。こちらは協定書案である。こちらは後ほど御覧いただきたい。地域づくりの推進に関するパートナー協定についての説明は以上である。

次に、報告事項2「(仮称)利根地区コミュニティセンターについて」報告する。

令和5年度までは総務部利根支所の所管であったが、コミュニティセンターへの移行に伴い、市民協働課所管となったことから、ここで報告するものである。

資料については、別冊、利根地区コミュニティセンター資料No.14を御覧いただきたい。

報告する内容については、(仮称)利根地区コミュニティセンター新築工事における3月末現在の進捗状況である。

次ページ、資料1を御覧いただきたい。

工事は建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3つに分割発注となっている。

まず、アの全体の進捗状況は3月末現在で70.2%である。

次に、イの工事概要は外壁工事については、建物外壁張りが3月下旬に終わり、その後、外壁塗装が行われ、先週完了したところである。

内装工事については、内壁板張り、天井板張りを進めている。

電気工事については、2月より継続して屋内配管配線を進めている。

空調設備については、2月中旬から開始した空調機器設置が完了し、機器との配管接続を行っている。

次に、資料2を御覧いただきたい。

(仮称)利根地区コミュニティセンター新築工事の工程表である。

3月末現在の各工事の進捗率は工程表記載のとおりであるが、一番下の工事全体の進捗率については、計画の72.1%に対して実施工程は70.2%だった。

次に、資料3は3月末の現場状況写真である。

1枚目の写真は建物外壁張り完了後の外壁塗装状況である。

2枚目の写真は内壁板張り状況となるが、こちらの部屋は木材を多く使用し、梁、柱、羽目板等の木材を表に出した会議室を撮影したものである。

3枚目の写真は、空調機器の設置が完了し、空調配管と電気配管配線状況を撮影したものである。

次に、工期の延長等について報告させていただく。

様々な要因により、電気工事資材の入荷予定日が計画工程から遅延し、進捗率は55%、

工期内の完成が難しい見込みであり、それに伴って建築及び設備工事にも影響が及ぶため、それぞれ工期の延長を予定している。

また、工事代金についても、まだ精査中であるが、変更契約を行う必要があると考えており、6月議会に上程する予定である。

(仮称)利根地区コミュニティセンターについての説明は以上である。

次に、次第にはないが追加で報告させていただきたい。

本日、追加で2枚のチラシを配付させていただいた。

1つ目が、「沼田に住む外国人のことを知ろう～多文化共生社会実現のために～」という標題のものである。第1回男女共同参画連続講座を5月25日土曜日、午後1時30分からテラス沼田1階多目的スペースにおいて、コーディネーターを城西大学の山口教授とし、市内に住んでいる外国人から苦勞したこと、困ったことなどの話を伺う。

2つ目が、「男女平等を実現させるために地域からできること」という標題のものである。

男女共同参画講演会を6月15日土曜日、午後1時30分から沼田市保健福祉センター4階ホールにおいて、ジャーナリスト、元AERA編集長の浜田敬子氏を講師に招いて、講演いただく。委員におかれてもぜひ参加いただきたい。

報告は以上である。

○委員長 報告が終わった。

まず、報告事項1「地域づくりの推進に関するパートナー協定について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 4ページのパートナー協定のチラシについてである。説明では①から⑤までを満たしたところと基本的には協定を結んでいくという話だったと思う。どれか満たさないものがあつたときには協定を結べないということか。

次に、協定書の部分である。基本的にはこれに追加、削除はしないでこのままの形で協定に進んでいくのか。もしも、地域から要望があつたときには追加や削除ということがあり得るのか確認させていただきたい。

○市民協働課長 まず1つ目である。この4ページの要件を全て満たさなければ駄目なのかという質疑であると思うが、既に、おおむねこのような形で進めていただいているところがほとんどなので、満たさないということは恐らくないと考えている。ただ、おおむねというようなニュアンスでこちらも考えているので、これを全て満たしていなければ駄目とまでは考えていないが、おおむねこういうことを満たすという前提で捉えている。

2つ目についてである。協定書の中身について、項目の追加、修正、変更等が可能かという質疑かと思う。あくまでもこれは案である。これがベースとなるが、当然地域の人たちに納得していただけないと協定の締結には結びつかない。地域の人たちとの相談によるということになると考えているが、おおむねこのような形で進むと思う。

○井上委員 まずパートナー協定の運営組織についてである。最初の説明では下町3か町が入っていたと思う。1番の要件の部分である。ここは小学校区のエリア活動範囲ではあるけど全域ではないというような状態になると思う。そういった学校区の中の一部の団体という形でもいいということなのか確認させていただきたい。

協定書については分かったので結構である。

○市民協働課長 下町3か町は、確かに同じ小学校区ではあるが、同じ小学校区における

全部の町を捉えているかというところと実際そうではない。あくまでもおおむねということで、まとめることができる単位というもの。実態として可能なところと不可能なところが出てくるかと思うので、1回目の質疑に申し上げたとおり、おおむねということで捉えているので、これを確実に捉えているかというところとそうでない場合もあるので、実態としてはおおむね小学校区でありながらも、全部でなくてもという捉え方で今のところ進んでいる。

○井上委員 小学校区の中の一部でもという話だった。所管は違うが、教育部では学校の適正配置が進められている。そうすると、学校区がまた変わってくる可能性があって、今まで一緒にやってきたところが分かれるとか、逆に、一緒になってくるというような可能性も出てくると思う。そういったことに関して、すぐすぐの話ではないが、活動が軌道に乗り出したところでそういう形になってしまうということも十分考えられる。その辺についてはどう考えているか伺いたい。

○市民協働課長 学校の再編等を視野に入れるのかということであると思うが、当然今までの歴史やまちの付き合いであるとか……。自分が子供だったときの交友範囲はおそらく学校区がメインだったと思う。今この時点でどういう状況なのかということをつまみと、確かに将来的な学校再編は可能性としてはあると思うが、今のところは今の枠組みのところで進めていくのが一番いいと考えている。将来的な検討は必要であると思うが、今のところはこの形で進めていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、報告事項2「(仮称)利根地区コミュニティセンター新築工事について」質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、先ほど課長から報告があった「沼田に住む外国人のことを知ろう」及び「男女共同参画講演会」について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で市民協働課を終了する。

次に、環境課の所管に係る事項について説明願う。環境課長。

(根岸環境課長 説明)

ウ 環境課

・調査事項

1 ごみ減量化に向けたリユースの取組状況について

○環境課長 調査事項1「ごみ減量化に向けたリユースの取組状況について」説明する。「リデュース」「リユース」「リサイクル」のスリーアール運動に取り組むことにより、ごみの発生の抑制、再利用、再資源化を推進し、ごみの減量化に努めているところである。このような中、市においては7ページの資料「ごみの区分と出し方」の中ほどにある赤の

破線で囲った部分に記載のとおり、一升瓶、ビール瓶などを生き瓶として分別収集し、リユースする取組を行っている。

説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「ごみ減量化に向けたリユースの取組状況について」質疑はあるか。齋藤委員。

○齋藤委員 今、資源ごみ、瓶やペットボトルの話があった。他の自治体では、市民の不要品、中古の家具であるとか、まだ使えそうな物を市がオークションで売ったりであるとか、フリーマーケットのサイト、中古品の買取価格査定サイトを自治体のホームページで紹介するなどして、不用品の資源化、ごみの減量化に努めている。本市ではそういった計画はあるか。

○環境課長 委員がおっしゃるように他の自治体で、フリーマーケットのアプリを利用したり、大型家具の再利用を促すようなところはあるが、本市においては、まず、廃棄物がどの程度、現状出ているのか。そういったニーズがどれくらいあるのかということが分からないような状況である。その中で、市が主体として取り組むことはなかなか難しいので、委員がおっしゃるように他の自治体で取り組んでいるフリーマーケットのサイトの情報を市のホームページに掲載したりというような形で市民に周知させていただいて、そういった事業者の利用を促すようなことができればいいと思う。そういった部分を研究してまいりたいと考える。

○齋藤委員 ごみの減量化対策事業でリユースの推進などを進めていただくと大変いいと思う。例えば、ごみ処理場の新設に向けてそういった展開を含めた計画の可能性はあるか聞かせていただきたい。

○環境課長 今、ごみ処理の広域化ということで施設の集約を進めている中で、他の自治体の取組として、例えば、ごみ収集施設の一部をそういった住民が不要になった家具を持ち込んで、そういったものをそこでやりとりしていただくとか、そういったような施設もある。ごみ処理広域化の協議会でそういった部分をこちらから提案して、新たなそういった取組ができるようにしていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で環境課を終了する。

以上で市民部各課の所管事項報告を終わる。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(5)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおりでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。

(市民部 退室)

(2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第(2)市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。意見はあるか。井上委員。

○井上委員 先ほどのごみ減量に向けたリユースについてである。何もやっていないとも言える感じだったので、もう少し掘り下げられないかと思う。分別回収以外何もやっていないということになる。

○戸部委員 生き瓶だけである。

○井上委員 実際、民間では制服のリユースなどをやっているところもある。そういうところとも関わりもないようなので、もう少し掘り下げて市が関わっていけるところがないかと思った。

○委員長 市が取り組むリサイクルの状況についてみたいなこと……。

○井上委員 市内でリサイクルに取り組んでいるところの状況は把握していないだろうが、そういうのをどれくらい把握しているか。商売としてやっている人もいるのでどう聞くか。聞いている趣旨とすればごみとして出すものをどう活用するかではなく、ごみにしないためにどう回していくかということだと思う。やっているところがある以上できない話ではない。市が率先して取り組んでもいいのではないかという気がする。

○委員長 ペットボトルなども企業とタイアップしてやっている自治体も結構ある。

○齋藤委員 他の町村はやっている。

○井上委員 使えるものが結構出ているのかどうか気になる。

○委員長 昔、タンスみたいな……。使えば使えるものをそのまま持っていった。バラさなければ受け付けないということで、その場でバラした。

○井上委員 粗大ごみでもまだ使えるものがその場でごみにされていることが結構あると思う。その辺の状況が分かれば確認してみたい。

○委員長 自分もリサイクルしてくれるところにそういうのを持ち込んでどうなのか分からないが、とりあえず燃えるごみなので持っていったが、バラしてくれと言われたのでバラした。

○鈴木委員 シュレッダーか何かで壊してはくれないのか。手で壊すのか。

○委員長 釘とかもあった。金具も全部取る。

○井上委員 粗大ごみの搬入状況。粗大ごみとしてどのようなものが搬入されているか。使用できるものなのかということ。数字で分からなくても、現場で働いている感覚としてでもいい。どんな感じなのか。使えそうなものが持ち込まれているのか。

○委員長 白岩町の清掃工場、上川田最終処分場のどちらにも持ち込まれると思う。

○井上委員 両方ある。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 調査事項について事務局にまとめさせる。
(事務局書記 説明)

○委員長 よろしいか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上で市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(3)健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。
まず、介護高齢課の所管に係る事項について説明願う。介護高齢課長。
(小野介護高齢課長 説明)

ア 介護高齢課

・調査事項

1 訪問サービスにおける訪問介護の内訳について

○介護高齢課長 調査事項1「訪問サービスにおける訪問介護の内訳について」説明する。
資料1ページを御覧いただきたい。

始めに「(1)の訪問介護(ホームヘルプサービス)について」である。

介護保険の訪問型サービスには、「訪問介護」「訪問看護」「訪問入浴」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」の5種類がある。「訪問介護」はその中の一つとなる。このサービス内容は訪問介護員であるホームヘルパーが居宅を訪問して食事や排せつ、入浴等の介助、掃除・洗濯といった家事などのサービスを提供するものである。

次に、「(2)のサービスの内容について」である。

訪問介護は3つに分類することができる。まず、身体介護であるが、食事や排せつ、入浴などの介助を行うサービスとなる。

次に、生活援助である。掃除や洗濯、買い物、調理などの身の回りの生活支援を行うサービスである。

最後に、通院介助である。通院などを目的とした乗車・移送・降車の介助などを行うサービスである。

サービス内容としては以上である。内訳については、恐縮であるが、現在持ち合わせている資料としては、サービスの内容ごとに件数をまとめた資料はない。今後、手持ちのデータを集計して、先ほど説明した「身体介護」「生活援助」「通院介助」の3つに分類するところまでは可能ではないかと考え、現在、検討・確認作業をしているところである。

説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「訪問サービスにおける訪問介護の内訳につい

て」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 なかなか資料がない中で、しかも新任ということで手数をおかけした。今回これを出させてもらったのは、訪問サービスの中で見ていたところ、この訪問介護の中の生活援助、通院介助はヘルパーでなくてもできる仕事ではないかということで、実際にそれを利用している人がどれくらいいるのか。ヘルパーの手がどれくらいそちらに取られているのかを確認したくて通告させてもらった。その他のものについては全て専門職でないといけない仕事であると思うので、こちらを減らすのはなかなか難しいと思う。こういった生活援助や通院介助といったものは、今、専門のヘルパーではなくても総合事業の中で一般の人ができるようになってきている。そういった人に移行していけば介護のお金もそうだし、将来の介護ヘルパーの不足に対しても対応できるのではないかということで、その辺の数字が確認したかった。そういった生活援助であるとか、通院介助といったヘルパーでなくてもできるものについて、一般の人たちにそういった仕事を移行するというところについて何か考えなどがあれば伺いたい。

○介護高齢課長 専門のヘルパーでなくてもできるサービスの提供があるのではないかという趣旨かと思う。総合事業においては御承知のとおり沼田市で講習を受けていただいた認定ヘルパーに活躍していただいている。こちらの介護保険サービスのヘルパーということになると、全国一律のサービス、基準ということもあり、なかなかそこは課題になってくるかと考えている。

○井上委員 今、沼田市がこういったところで実施しているのが一般的な訪問介護等と緩和型のサービスということで、認定ヘルパーが実施できるようになっていると思う。それとは別に一般の人がボランティアとしてできるようになってきている。生活援助であるとか、通院介助を見ていると、出ている項目は、どう考えても一般の人が普通にできる仕事なので、認定ヘルパーもそうだが、もっと安い金額で提供できるのではないかと思う。掃除、洗濯、それほど時間がかかるものでもない。ヘルパーが行えば実際、時間の指定もあって、その時間で行わなければいけない。短いのが許されないということで余分な仕事もしなければいけないということになってくる。こういったものを一般の人がもっとできるように市が積極的に動いて、そういった人たちの育成までしていく。やっていけば市のいろいろな課題が解決していくのではないかと思う。高齢者の問題もそうだが、高齢者も家の中だけではなくて、この実際、よそだと高齢者の家の雪かきもこういったサービスを使ってやっているところもある。そういったものがどんどんできるようになってきている。そういったものを取り入れていくことでサービスも充実するし、ヘルパーにそれでも頼みたい人はヘルパーに頼めるという選択ができると思う。それなのでその選択をできることを市はできないからということではなくて、いろいろなサービス。安くて、短い時間でできるものとかそういったものやっつけていかなければいけないのかと思う。その辺について再度考えを伺いたい。

○介護高齢課長 御指摘の点は私も大変勉強になる。ただ、私も考えを申し上げられるほどの状況ではないので、これからしっかり研究をしていきたいと考えている。貴重な意見として参考にさせていただきたいと思う。

○井上委員 しつこいようで申し訳ないが、こういった考えでこういったことを聞いているということ。ちょうど部課長が替わったところなので理解していただきたいと思う。決

して意地悪で聞いているわけではないので理解いただければと思う。今回こういったものを聞くに当たって9期の計画がまだ見られる状態ではなかったもので、8期のもので確認させてもらった。8期の計画を見たときに、中にアンケート結果とか、今の高齢者の状況などを考慮した上で介護費用であるとか、介護サービス料などが決められていたが、実際、その資料になっているものが高齢者の状況だけで「これからのヘルパーの推移がこうだからできなくなるよね」といった視点が一切なかった。高齢者の要望だけで考えていくとどうしてもどんなサービスでも、高くてもあったほうがいいよねということになる。市のやる方向性というのが計画の段階で資料として見えてこなかった。それなので、そういったところでこういった基礎資料は非常に大事なことだと思う。高齢者の要望であるとか、こういう状況ということだけでなく、市のこれからのいろいろな状況を加味した上で介護計画を立てていかないと、これからも介護保険料が上がり続けることになると思う。今回新聞報道もされたが12市で沼田市が一番高いという状況になってしまった。少しでも選ばれたまちになりたいというときにやはりマイナスファクターであると思うので、介護保険のことだけではなくて、市全体のことも考えて住みやすいまちという視点で、もう1回、こういった基礎資料についても考えていただきたいと思う。しつこいようだが考えを伺いたい。

○介護高齢課長 委員がおっしゃるとおり、人口が減っていく中で介護サービスを受ける人は今後しばらく増えていくというような見込みであるので、貴重な意見として参考にさせていただいて、今後の業務に生かしていきたいと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で介護高齢課を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(5)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおりとしたいと考えるが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。以上で、健康福祉部各課の所管事項報告を終わる。

(健康福祉部 退室)

(4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（４）健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。委員から調査事項はあるか。齋藤委員。

○齋藤委員 健康課のスマートウェルネスぬまた事業が５年を経過した時点、令和５年３月に報告書が出されている。それを踏まえた事業の進捗状況と今後の展開について聞きたいと思う。これを文書で持参したので配付してよろしいか。

[事務局、齋藤委員から資料を受け取り、各委員へ配付]

○委員長 皆さんからこういう調査のほうがいいということがあれば意見をいただきたい。（「このままでいい」と呼ぶ者あり）

○委員長 はい。ほかに。副委員長。

○副委員長 まず、２年後の2026年に「こども誰でも通園制度」が始まると聞いている。早速、前橋市、高崎市、渋川市では、それに対して試行をしているということである。幼稚園や保育園に通っていない子供たちに対してそれぞれやり方が３市とも違うらしいが、沼田市はこの２年の間にそういう試行を考えているのかということ伺いたい。もう一つは新聞にフレイル予防サポーターの１期生22人が誕生したという記事があった。市民が講座を４回受講して、これから活躍してくれる。市民がそういうところに出てくれることはいいことだと思う。今後活躍してもらうためにどのような計画を立てていくのかということについて伺いたい。

○委員長 せっかく講座を受けたのだから活躍してもらいたい。

○副委員長 その人たちが増えていってやってくれればありがたい。

○委員長 ほかに。井上委員。

○井上委員 社会福祉課の物価高騰対応重点支援給付金の申請状況と給付状況について確認したい。

○齋藤委員 自動的に送られるものでなくて申請か。

○井上委員 申請である。申請のために通知を送るという話をしていたと思う。給付金のほうは申請と言っていた。

○委員長 大体そうで、後で知らなかったということになる。

○戸部委員 それは全世帯が対象か。

○齋藤委員 住民税非課税世帯である。

○委員長 みんなが分かるように周知しないと結局、申請しなくて期限が過ぎてしまったとか知らなかったとなる。その辺、どのように周知していくか。

○井上委員 それと介護高齢課で今手持ちの資料がないと説明があったが、来月、報告もらえるということでもいいのかどうか確認願いたい。

○事務局書記 確認する。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ないようなので、以上で健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交

換を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、(5) 今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

(6) その他

○委員長 次第(6) その他について、事務局から説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

(午後2時35分 終了)